



建 住 第 7 8 号  
平成 31 年 4 月 8 日

一般社団法人岩手県建築士会会長

一般社団法人岩手県建築士事務所協会会長

} 様

岩手県県土整備部建築住宅課総括課長



### 建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成 31 年岩手県条例第 46 号）については、平成 31 年 3 月 26 日をもって公布され、附則の定めるところにより、下記 3 の期日から施行されることとなりました。

つきましては、この条例の施行が円滑に行われるよう、関係者に対して周知していただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号、平成 30 年 6 月 27 日公布）により、新設される許可等の申請に係る手数料を徴収し、及び仮設建築物に対する制限の緩和の対象に用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は加えるとともに、条項移動に伴う所要の整備を行うものである。

#### 2. 改正の内容

- (1) 接道規制の適用除外の対象を追加すること。（第 4 条関係）
- (2) 既存の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の建築物及び建築設備に関する確認申請手数料の額を定めること。（第 11 条、第 12 条関係）
- (3) 用途地域等における建築に関する制限の特例許可を受けた建築物の増築等の特例許可の申請に係る手数料の額を定めること。（第 17 条関係）
- (4) 指定した壁面線を越えない建築物等の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は許可及び建築物の用途の変更に伴う 2 以上の工事の全体計画の認定の申請に係る手数料を徴収すること。（第 17 条関係）
- (5) 仮設建築物等に対する制限の緩和の対象に、許可を受けて建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は興行場等を加えること。（第 21 条関係）
- (6) その他所要の整備をすること。（第 14 条関係）

#### 3. 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、2 (1) の改正部分は、条例公布の日から施行する。（附則関係）

※建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年 6 月 27 日公布）の施行の日は、公布後 1 年以内施行となっていることから、現時点では未施行であるもの。

担当：建築指導担当 高橋  
電話：019-629-5935  
E-mail：takahashi-manabu@pref.iwate.jp